

「会費及び入会金に関する規則」の一部改正案について

平成 26 年 10 月 21 日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
(目的) 第 1 条 この規則は、定款第 13 条に規定する正会員、<u>電子募集会員</u>、<u>賛助会員</u>及び後援会員の会費並びに定款第 21 条に規定する正会員及び<u>電子募集会員</u>の入会金及び定款 21 条の 2 に規定する納付金について、その計算方法、納入方法等に関して必要な事項を定め、会費及び入会金の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。 (会費の金額) 第 2 条 会費は本協会の事業年度に基づいて決定することとする。 2 正会員は、会費として 1 事業年度当たり 50 万円を納入しなければならない。 3 <u>電子募集会員</u>は、会費として 1 事業年度当たり 30 万円を納入しなければならない。 4 賛助会員及び後援会員は、会費として 1 事業年度当たり 20 万円を納入しなければならない。 (賛助会員の会費の減額措置) 第 3 条 賛助会員が、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに対し苦情・あっせん業務に関する個別利用登録を行う場合には、前条第 4 項の金額から 10 万円を減額することとする。 (会費の納入方法等) 第 4 条 正会員、<u>電子募集会員</u>、<u>賛助会員</u>及び後援会員は、本協会からの請求に基づき、1 事業年度当たりの会費を納入するものとする。 2 正会員、<u>電子募集会員</u>、<u>賛助会員</u>及び後援会員は、原則として、各事業年度の 4 月 25 日までに、本協会の指定する方法で会費を納入しなければならない。 (新規入会時における会費の取扱い)	(目的) 第 1 条 この規則は、定款第 13 条に規定する正会員、賛助会員及び後援会員の会費並びに定款第 21 条に規定する正会員の入会金について、その計算方法、納入方法等に関して必要な事項を定め、会費及び入会金の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。 (会費の金額) 第 2 条 会費は本協会の事業年度に基づいて決定することとする。 2 正会員は、会費として 1 事業年度当たり 50 万円を納入しなければならない。 (新設) 3 賛助会員及び後援会員は、会費として 1 事業年度当たり 20 万円を納入しなければならない。 (賛助会員の会費の減額措置) 第 3 条 賛助会員が、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに対し苦情・あっせん業務に関する個別利用登録を行う場合には、前条第 3 項の金額から 10 万円を減額することとする。 (会費の納入方法等) 第 4 条 正会員、賛助会員及び後援会員は、本協会からの請求に基づき、1 事業年度当たりの会費を納入するものとする。 2 正会員、賛助会員及び後援会員は、原則として、各事業年度の 4 月 25 日までに、本協会の指定する方法で会費を納入しなければならない。 (新規入会時における会費の取扱い)

改 正 案	現 行
第5条 定款第19条の規定により、本協会に入会の承認を受けた正会員及び電子募集会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。 1 入会の承認を受けた正会員及び電子募集会員は、当該入会の日属する月分から会費を納入しなければならない。 2 入会初年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出（千円未満の端数は切り上げ）するものとする。 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。 2 新規に入会する賛助会員及び後援会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。 1 新規に入会する賛助会員及び後援会員は、当該入会の日属する月分から会費を納入しなければならない。 2 入会初年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出（千円未満の端数は切り上げ）するものとする。 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。 <u>（電子募集会員が正会員に会員区分を変更した場合等の会費の取扱い）</u>	第5条 定款第19条の規定により、本協会に入会の承認を受けた正会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。 1 入会の承認を受けた正会員は、当該入会の日属する月分から会費を納入しなければならない。 2 入会初年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出（千円未満の端数は切り上げ）するものとする。 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。 2 新規に入会する賛助会員及び後援会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。 1 新規に入会する賛助会員及び後援会員は、当該入会の日属する月分から会費を納入しなければならない。 2 入会初年度の会費は、<u>入会期間に応じて</u>1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出（千円未満の端数は切り上げ）するものとする。 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。
第6条 定款第21条の2第1項の規定に基づき電子募集会員が正会員になる場合には、<u>会員区分を変更することとし、会費の取扱いを次のとおりとする。</u> 1 <u>電子募集会員は、正会員に会員区分を変更する日が属する月分まで、第2条第3項に基づく金額により、会費を納入しなければならない。</u> 2 <u>電子募集会員は、正会員に会員区分を変更する日の属する月の翌月分から、第2条第2項に基づく金額により、会費を納入しなければならない。</u> 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方	(新設)

改 正 案	現 行
<u>法に従うものとする。</u> (脱退又は除名時における会費の取扱い) 第7条 本協会から脱退する正会員及び電子募集会員又は除名の処分を受けた正会員及び電子募集会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。 1 脱退する正会員及び電子募集会員又は除名の処分を受けた正会員及び電子募集会員は、当該脱退又は除名の日の前日が属する月分まで会費を納入しなければならない。 2 脱退する又は除名を受けた事業年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出(千円未満の端数は切り上げ)するものとする。ただし、既に納入された会費については返還しないものとする。 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。 (合併時における会費の取扱い) 第8条 正会員及び電子募集会員が合併し、被合併会社となる場合の会費の取扱いは、次のとおりとする。 1 被合併会社となる正会員及び電子募集会員は、当該合併の日の前日が属する月分まで会費を納入しなければならない。 2 合併時の事業年度の会費の金額は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出(千円未満の端数は切り上げ)するものとする。ただし、既に納入された会費については返還しないものとする。 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。 (入会金) 第9条 正会員は、入会金として100万円を納入しなければならない。 2 <u>電子募集会員は、入会金として、50万円を納入しなければならない。</u> 3 前2項の入会金は、本協会に入会する日の属する月の翌月25日(休業日の場合は前営業日)。	(脱退又は除名時における会費の取扱い) 第6条 本協会から脱退する正会員又は除名の処分を受けた正会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。 1 脱退する正会員又は除名の処分を受けた正会員は、当該脱退又は除名の日の前日が属する月分まで会費を納入しなければならない。 2 脱退する又は除名を受けた事業年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出(千円未満の端数は切り上げ)するものとする。ただし、既に納入された会費については返還しないものとする。 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。 (合併時における会費の取扱い) 第7条 正会員が合併し、被合併会社となる場合の会費の取扱いは、次のとおりとする。 1 被合併会社となる正会員は、当該合併の日の前日が属する月分まで会費を納入しなければならない。 2 合併時の事業年度の会費の金額は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出(千円未満の端数は切り上げ)するものとする。ただし、既に納入された会費については返還しないものとする。 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。 (入会金) 第8条 正会員は、入会金として100万円を納入しなければならない。 (新設) 2 前項の入会金は、本協会に入会する日の属する月の翌月25日(休業日の場合は前営業日)。

改 正 案	現 行
次項において同じ。) までに、本協会の指定する方法で納入するものとする。	までに、本協会の指定する方法で納入するものとする。
<u>4 正会員は、前項の規定にかかわらず、申請により、本協会に入会する日の属する月の翌月 25 日まで及びその翌年の同月 25 日までの 2 回に分割して、入会金を納入することができる。</u> <u>(同一グループ内の正会員又は電子募集会員の入会金の取扱い)</u>	(新設) (新設)
<u>第 10 条 正会員又は電子募集会員と親子関係等の密接な関係にあると本協会が認める第二種金融商品取引業者、登録金融機関又は第二種少額電子募集取扱業者が、当該正会員又は電子募集会員の入会后 1 年以内に正会員又は電子募集会員として入会する場合には、当該入会する場合の入会金の徴収を免除することとする。</u> <u>2 親子関係等の密接な関係にあると本協会が認める複数の第二種金融商品取引業者、登録金融機関又は第二種少額電子募集取扱業者が本協会に同時に入会する場合には、当該複数の第二種金融商品取引業者、登録金融機関又は第二種少額電子募集取扱業者は、それぞれ、前条第 1 項又は第 2 項に規定する入会金の額から同時に入会する場合の第二種金融商品取引業者、登録金融機関又は第二種少額電子募集取扱業者の合計社数で除した金額を、それぞれ納付すべき入会金とみなして納付することとする(除した際の千円未満の端数は切り上げるものとする)。</u>この場合、前条第 4 項の規定は適用しない。	
<u>(会員区分の変更時の取扱い)</u>	
<u>第 11 条 電子募集会員が正会員に会員区分を変更する場合には、会員区分の変更手数料として、第 9 条第 1 項の金額から同条第 2 項の金額を減じた金額を、本協会に納付することとする。</u>	(新設)
<u>2 前項の納付された金額は、入会金とみなして処理を行うこととする。</u>	
<u>3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法</u>	

改 正 案	現 行
<u>に従うものとする。</u> <u>(入会金の管理)</u> <u>第 12 条 本協会は、入会金について本会計とは別に管理を行うことができることとする。</u> 付 則 (平成 26 年〇〇月〇〇日) (施行日) 1. この改正は、第 9 条第 4 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項を除き、金融商品取引法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 44 号) 附則第 1 条本文に規定する日から施行する。 2. 第 9 条第 4 項の規定は平成 26 年 4 月 1 日以後に入会した正会員から、第 10 条第 1 項の規定は平成 26 年 4 月 1 日以後に入会した正会員又は電子募集会員から、第 10 条第 2 項の規定は平成 26 年 4 月 1 日以後に同時に入会した正会員又は電子募集会員から、それぞれ適用する。	(新設)